

死亡申告又は死亡に関する家族関係登録簿整理申請 業務依頼書

対象者様【お亡くなりになった方】

韓国の姓名（本名）	金 ○ ○	生年月日	19○○年 ○ 月 ○ 日
-----------	-------	------	---------------

※お亡くなりになった方の韓国戸籍が存在しない場合は、死亡申告又は死亡に関する家族関係登録簿整理申請を行うことができません。

※いずれかに○をつけてください。

申告又は申請人様

※現在の氏名（本名） 韓国の姓名（本名） 又は氏名	をご記入ください。 金 △ △	お亡くなりになった方との関係	私は死亡者の 父・母・夫・妻・ 子 兄弟姉妹・その他
---------------------------------	--------------------	----------------	---

※申告又は申請人様は、原則として、韓国戸籍にお亡くなりになった方と家族として記載されている必要があります。

※申告又は申請をご希望の方が、出生時から日本国籍の場合は、別途お問い合わせください。※いずれかに✓をつけてください。

手続内容	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡申告	<input type="checkbox"/> 家族関係登録簿整理申請
李法務事務所が行う内容	<ul style="list-style-type: none"> 死亡申告書作成（韓国語） 死亡届受理証明書翻訳作成 基本証明書取得 家族関係証明書取得 申告書類提出代行 	<ul style="list-style-type: none"> 家族関係登録簿整理申請書作成（韓国語） 死亡届受理証明書翻訳作成 基本証明書取得 家族関係証明書取得 住民票除票翻訳作成 申請書類提出代行
料金（税込）	55,000 円	60,500 円

※上記は申告又は申請 1 件あたりの料金です。

※受理証明書が取得できず記載事項証明書を使用して申告又は申請を行う場合は、別途翻訳料金の加算（1 通 5,500 円税込）がございませことをご了承願います。

※上記は兄弟姉妹の方の申告又は申請手続を除きます。

※上記はお亡くなりになった方の在留資格が、特別永住者又は永住者以外の場合の家族関係登録簿整理申請手続を除きます。

※上記は平成 24 年（2012 年）7 月 8 日以前にお亡くなりになった方の家族関係登録簿整理申請手続を除きます。

※ご依頼者様が日本国籍を取得（帰化）した元韓国籍の方の場合は、「帰化の内容が記載されている日本の戸籍（除籍）謄本」の原本及び翻訳文の提出が必要です。別途翻訳料金の加算がございませことをご了承願います。

※ご依頼者様が日本国籍を取得（帰化）した元韓国籍の方で、帰化後に氏名の変更等がある場合は、「帰化の内容が記載されている日本の除籍謄本」から「現在の戸籍謄本」までの連続した戸籍（除籍）謄本の原本及び翻訳文の提出が必要です。別途翻訳料金の加算がございませことをご了承願います。

※ご依頼者様が日本国籍を取得（帰化）した元韓国籍の方で、ご依頼者様が韓国戸籍に記載されていない場合は、お亡くなりになった方との「関係がわかる証明書」の原本及び翻訳文の提出が必要です。別途翻訳料金の加算がございませことをご了承願います。

※恐れ入りますが、韓国戸籍交付手数料及び郵送料については実費をご請求申し上げます。

私は、上記の内容を確認の上、業務を依頼します。

依頼者様

住 所 地 (所在地)	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○区○○通○丁目○番○号
氏 名 (事務所名 及び 担当者様氏名)	金 △ △
電 話 番 号	090-○○○○-○○○○ ※日中連絡がとれる電話番号をご記入ください。
依 頼 日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ※記入した日をご記入ください。

業務受託者	行政書士 李昌純（登録番号 第 12300066 号） 〒651-0083 兵庫県神戸市中央区浜辺通 4 丁目 1 番 23 号 三宮ベンチャービル 305 号 行政書士李法務事務所 TEL : 078-200-5686 / FAX : 078-200-5687 / E-mail : lee@leehoumu.com
-------	--

死亡申告又は死亡に関する家族関係登録簿整理申請 業務依頼書

対象者様【お亡くなりになった方】

韓国の姓名（本名）		生 年 月 日	年 月 日
-----------	--	---------	-------

※お亡くなりになった方の韓国戸籍が存在しない場合は、死亡申告又は死亡に関する家族関係登録簿整理申請を行うことができません。

申告又は申請人様

韓国の姓名（本名） 又は 氏 名		お亡くなりになった方との関係	私は死亡者の 父・母・夫・妻・子 兄弟姉妹・その他
---------------------	--	----------------	---------------------------------

※申告又は申請人様は、原則として、韓国戸籍にお亡くなりになった方と家族として記載されている必要があります。

※申告又は申請をご希望の方が、出生時から日本国籍の場合は、別途お問い合わせください。

手 続 内 容	<input type="checkbox"/> 死亡申告	<input type="checkbox"/> 家族関係登録簿整理申請
李法務事務所が行う内容	<ul style="list-style-type: none">死亡申告書作成（韓国語）死亡届受理証明書翻訳作成基本証明書取得家族関係証明書取得申告書類提出代行	<ul style="list-style-type: none">家族関係登録簿整理申請書作成（韓国語）死亡届受理証明書翻訳作成基本証明書取得家族関係証明書取得住民票除票翻訳作成申請書類提出代行
料 金（税込）	55,000 円	60,500 円

※上記は申告又は申請 1 件あたりの料金です。

※受理証明書が取得できず記載事項証明書を使用して申告又は申請を行う場合は、別途翻訳料金の加算（1 通 5,500 円税込）がございましたことをご了承願います。

※上記は兄弟姉妹の方の申告又は申請手続を除きます。

※上記はお亡くなりになった方の在留資格が、特別永住者又は永住者以外の場合の家族関係登録簿整理申請手続を除きます。

※上記は平成 24 年（2012 年）7 月 8 日以前にお亡くなりになった方の家族関係登録簿整理申請手続を除きます。

※ご依頼者様が日本国籍を取得（帰化）した元韓国籍の方の場合は、「帰化の内容が記載されている日本の戸籍（除籍）謄本」の原本及び翻訳文の提出が必要です。別途翻訳料金の加算がございましたことをご了承願います。

※ご依頼者様が日本国籍を取得（帰化）した元韓国籍の方で、帰化後に氏名の変更等がある場合は、「帰化の内容が記載されている日本の除籍謄本」から「現在の戸籍謄本」までの連続した戸籍（除籍）謄本の原本及び翻訳文の提出が必要です。別途翻訳料金の加算がございましたことをご了承願います。

※ご依頼者様が日本国籍を取得（帰化）した元韓国籍の方で、ご依頼者様が韓国戸籍に記載されていない場合は、お亡くなりになった方との「関係がわかる証明書」の原本及び翻訳文の提出が必要です。別途翻訳料金の加算がございましたことをご了承願います。

※恐れ入りますが、韓国戸籍交付手数料及び郵送料については実費をご請求申し上げます。

私は、上記の内容を確認の上、業務を依頼します。

依頼者様

住 所 (所在地)	〒
氏 名 (事務所名 及び 担当者様氏名)	
電 話 番 号	
依 頼 日	令和 年 月 日

業 務 受 託 者	行政書士 李昌純（登録番号 第 12300066 号） 〒651-0083 兵庫県神戸市中央区浜辺通 4 丁目 1 番 23 号 三宮ベンチャービル 305 号 行政書士李法務事務所 TEL : 078-200-5686 / FAX : 078-200-5687 / E-mail : lee@leehoumu.com
-----------	--